石川県知事　谷本正憲　殿

県営住宅の家賃減免に関しての要望書

平成27年2月20日　日本共産党石川県議団

（団長：佐藤正幸、大桑初枝）

県営住宅入居者の家賃減免に関し、全ての収入の報告を求める「誓約書」なるものが配布され、驚きの声があがっています。

国の通達等にもとづき、家賃減免基準が生活保護基準程度以下の収入を目安にしていることから、「生活保護申請の場合に収入と認定される、遺族年金などを把握する必要がある。収入に関しては申請主義だが、生活保護の場合と違って調査権がないことから、誓約書を出してもらうことにした」とのことですが、生活保護の場合でも収入認定から除外されるものもあり、すべての収入を記入させるかのような対応には問題があると考えます。また、誓約書の内容も、威圧感を与える表現となっていることに不安の声が寄せられていることに目を向けるべきと考えます。

公営住宅法の精神である、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、…国民生活の安定を社会福祉の向増進に寄与することを目的とする」（公営住宅法第１条）にてらせば、家賃減免の周知徹底こそ必要であり、逆に「入居者の不公平の是正」の名のもとに、結果として減免申請を少なくしようとすることは、公営住宅法の精神からはずれるものと言わざるを得ません。

こうした対応が生まれる背景に、県自身が公営住宅法の精神からはずれ、家賃収入を上げることに偏重するなどの間違った行財政改革の思想が持ち込まれていることを指摘せざるを得ません。

以上にかんがみ、以下の対応を要望するものです。

記

1.生活保護申請の際も「誓約書」の提出を行っていないことにかんがみ、「誓約書」の撤回を求めます。

2.通常、入居希望者・入居者が減免制度の存在を知る機会は少ないことから、入居や収入報告の際、家賃減免の周知徹底を行うこと。

以上